

「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書

昨年、京都議定書の第一約束期間が始まったが、我が国の動きはまだ活発とは言い難く、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの排出量についても削減傾向となったとは言えない。一方、世界各地で気候変動による悪影響が顕著になっており、このままでは将来世代に安全な地球環境を引き継ぐことはできず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねない状況にある。

本年 12 月には、京都議定書に続く気候変動に関する新たな枠組みを議論する気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）が開催される予定となっており、気候の安定化に向けて、世界各国と協調した温暖化防止対策を実践することが重要である。将来にわたる地球環境の保全に向け、我が国が確実に低炭素社会を構築するためには、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第 4 次評価報告書の内容を考慮しつつ、高い水準の温室効果ガス削減の数値目標を掲げ、その目標を達成することができるよう包括的・統合的な政策を導入・策定し、実施していくための法制度の整備が必要である。

よって、国におかれては、次の事項を踏まえ、気候変動を防ぐことを目的とする温室効果ガス排出削減目標達成の実効性を高めるための法整備として、「気候保護法（仮称）」を制定するよう強く要望するものである。

- 1 世界における日本の責務を果たすべく、高い水準の排出削減の数値目標を定め、低炭素社会を築いていくための包括的かつ統合的な政策を導入・策定すること。
- 2 排出削減の実効性を担保するため、国内における排出量取引制度や地球温暖化対策の推進に当たって必要な税制を導入すること。
- 3 太陽光発電を始めとする幅広い再生可能エネルギーによる電力を対象とした固定価格買取制度など再生可能エネルギーの導入のインセンティブとなるような制度の拡大を図ること。
- 4 我が国に蓄積されている高度な環境技術・省エネルギー技術を活用し、発展させるとともに、温暖化対策に積極的に取り組む中小企業その他事業者に対する支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

経済産業大臣

環境大臣